○東北地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
大仙市花館字間倉洲崎一〇〇番から同市北楢岡字中野三六九番一まで	前	BA 一三・九〇～七一・〇〇	
		BA 二五・三〇～九二・〇〇	
	後	BA 一三・九〇～七一・〇〇	キロメートル 八・〇三〇
		BA 二五・三〇～九二・〇〇	六・八九〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	大仙市神宮寺字西田一三番一から同市神宮寺字大坪一四七番一まで	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月十三日

○中部地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日　中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
四日市市新正四丁目一六四番から同市日永東一丁目一五一番一まで	前	二二・〇〇～三〇・〇〇	キロメートル 〇・〇四四
	後	二〇・八〇～二七・四〇	〇・〇四四
四日市市日永東一丁目天白川左岸堤防敷地先から同市日永東二丁目一二三番まで	前	二一・五〇～二八・五〇	〇・〇二九
	後	二一・五〇～二八・〇〇	〇・〇二九

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	四日市市新正五丁目鹿化川左岸堤防敷地先から同市日永東一丁目鹿化川右岸堤防敷地先まで	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月十三日

○北海道開発局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日　北海道開発局長　関　克己

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
北海道紋別郡遠軽町生田原清里四一四番六から北見市留辺蘂町金華国有林網走東部森林計画区網走中部森林管理署一〇〇九林班り小班まで	前	二一・〇〇～六四・五〇	キロメートル 〇・四四三
	後	二三・〇〇～一三四・五〇	〇・三六一

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日　北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十八号及び二百八十号	北斗市富川二丁目八九番一から同市富川一丁目四六番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北斗市中野通三三三番一から同市柳沢二二六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十一年十一月十四日

○北海道開発局告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十三日から二週間北海道開発局及び同局函館開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日　北海道開発局長　関　克己

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百二十八号及び二百八十号

三　指定する道路の部分

区間	幅員延長（メートル）
北斗市中野通三三三番一から同市柳沢二二六番まで	一一・四〇～一九二・九〇　キロメートル 四・八〇一

四　指定する期日　平成二十一年十一月十三日